

保険給付等について公金受取口座を利用することの届出

この書類は、保険給付等の申請にあたり、公金受取口座での受け取りを希望する際に申請書と一緒にご提出いただくものです。

被保険者情報	A・B のどちらか一方を記入	A.被保険者等記号 - 番号	B.個人番号												
		-													
		※個人番号記入時の注意 ①被保険者・被扶養者の記号番号を記入した場合は個人番号は記載不要です。 ②個人番号を記入した場合、申請書は申請者が直接健康保険組合の窓口を持参するか、書留郵便等で送付してください。なお申請書について番号確認及び身元確認を行いますので、窓口を持参の場合はマイナンバーカードをお持ちください。送付の場合はマイナンバー上記書類の写しを同封してください。													
	氏名	(フリガナ)													
	住所	〒 -													
電話番号	() -														
給付等	1 療養費 2 傷病手当金 3 出産育児一時金 4 出産育児一時金内払い金 5 出産手当金 6 埋葬料														

【注意事項】

- 1 この届出は、保険給付等の申請書・届出書と一緒にご提出ください。
その際、書類が分離しないよう、クリップ等で留めてください。
- 2 被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
- 3 被保険者等が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等行われるがため、登録した情報等の反映までには数日程度要することがあり、変更前口座に振込される場合があります。
- 4 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果振込不能となった場合には、給与支払い口座に再振込手続きを行いますので、支払日が遅くなることがあります。
- 5 支給申請書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないか等を確認したうえで振込手続きを進めます。なお、申請者名と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓(旧氏) 併記している場合や、住民票に通称名を登録している場合でも、当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。
①公金受取口座が旧姓(旧氏)名義の口座である場合 ②公金受取口座が通称名義の口座である場合
- 6 給付対象が複数月にまたがり申請・届出が複数回となる場合も、それぞれの申請・届出ごとに公金受取口座利用を確認しますので、公金受取口座の利用を希望される場合は各申請・届出ごとに公金受取口座の利用届出を行ってください。

受付印

常務理事	担当	担当	担当

振込完了: ☐ (月 日)振込不可: ☐ (事由:)